

(1) 中小企業における雇用機会の創出等

中小企業労働力確保法及び介護労働者法に基づく各種助成措置の積極的活用等により、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善等を図る。

このため、次に掲げる事業を実施したが、その評価及び17年度の目標は以下のとおりである。

事業名	中小企業人材確保支援助成金（中小企業雇用管理改善助成金）			事業番号	16-004
実施主体	独立行政法人 雇用・能力開発機構				
事業概要	中小企業労働力確保法に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、職業相談室の設置・整備（環境整備事業）に要した費用の1/2又は職業相談者の配置（職業相談者配置事業）に要した費用1年分に相当する額の1/3を助成。				
16年度目標	・同助成金の支給に係る環境整備事業又は職業相談者配置事業に取り組む事業所の自己都合による離職率の平均 11%程度（平成14年における中小企業（5～29人規模）の自己都合による離職率の平均）以下	実績	目標の達成度合	達成（実績 10.5%（参考値※1））	
			事業執行率	1.6%（28百万円／1,760百万円）	
評価	目標達成（参考値により評価）。ただし、事業執行率が極端に低い。助成金のあり方について見直すとともに、適正な予算要求額とする。				
17年度目標	・同助成金の支給に係る環境整備事業又は職業相談者配置事業に取り組む事業所の自己都合による離職率の平均 11%以下				

事業名	中小企業人材確保支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）			事業番号	16-005
実施主体	独立行政法人 雇用・能力開発機構				
事業概要	中小企業労働力確保法に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、新分野進出等に伴い、経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円（当該基盤人材の雇入れに伴い雇い入れられた当該基盤人材以外の労働者（一般労働者）1人当たり30万円）を助成（基盤人材5人を上限。一般労働者は基盤人材と同数まで）。				